

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等（※）の 人員基準の取扱いについて（通知）

※ 認可保育所、幼保連携型認定こども園、
地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

令和3年1月7日に政府による緊急事態宣言が出され、本市においては1月8日付で「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（こ保運第3865号）でお示した通り、保育所等については原則開所をお願いしております。

こうした状況の中で、各園においては、保育士の確保や配置にご負担がかかっていると認識しております。一方で、緊急事態宣言が発出された後も、市内保育所等においても園関係者の感染が確認され、休園となった園も多くあり、その中には、職員の方が子どもの育ちを支える責任感などから体調不良のなか勤務していた例もあります。

感染拡大のなかで、新型コロナウイルス感染症の発生に関連して、保育士等が自宅待機をしたことなどにより、通常の職員配置ができない場合については、これまで令和2年2月26日付「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（通知）」（こ保人第1356号）に基づきご対応いただいていたところですが、昨今の状況の変化等を踏まえ、改めて本市の考え方をお示します。今後、今後は本通知に基づいてご対応いただきますようお願いいたします。

【横浜市としての考え方】

○新型コロナウイルス感染症の発生に関連して（※1）保育士等が自宅待機をしたこと等により、本市基準の職員配置ができない場合においても、指導の対象とはしません（※2）。

※1 保育士が家族の感染等により濃厚接触者に特定された、発熱や呼吸器症状がある等

※2 指導の対象とはしませんが、各園の児童や保育士の状況を勘案し、クラス編成の工夫をするなど、安全な保育が確保できるよう、ご配慮ください。

○職員が大量に不足し、安全な保育の確保が困難となる場合（国基準を満たすことが困難である場合等）は、今後の園運営の支援策等について検討いたしますので、保育・教育運営課（下記担当者）まで速やかにご相談ください。

【参考通知】

○「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（通知）」
（令和2年2月26日こ保人第1356号）

また、横浜市のホームページにも関連記事を掲載し、随時更新しておりますので、そちらもご活用いただけますよう、お願いいたします。

※ 市ホームページの検索方法 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<担当連絡先>

保育・教育運営課：045-671-3564

担当 古賀・鈴木・高橋